

川越市 パートナーシップ 宣誓制度
ファミリーシップ

ご利用の手引き（第5版）



川越市マスコットキャラクター ときも

川 越 市



目 次



1	川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓をすることができる方	1
3	ファミリーシップについて	2
4	宣誓方法	3
5	宣誓に必要な書類	4
6	宣誓の流れ	6
7	川越市への転入を予定している場合	10
8	宣誓書受領証等	11
9	通称の使用	11
10	宣誓後の各種手続き	12
11	自治体間の連携	13
12	よくあるご質問	16
	【参考1】近親者の範囲	17
	【参考2】本人確認書類	18



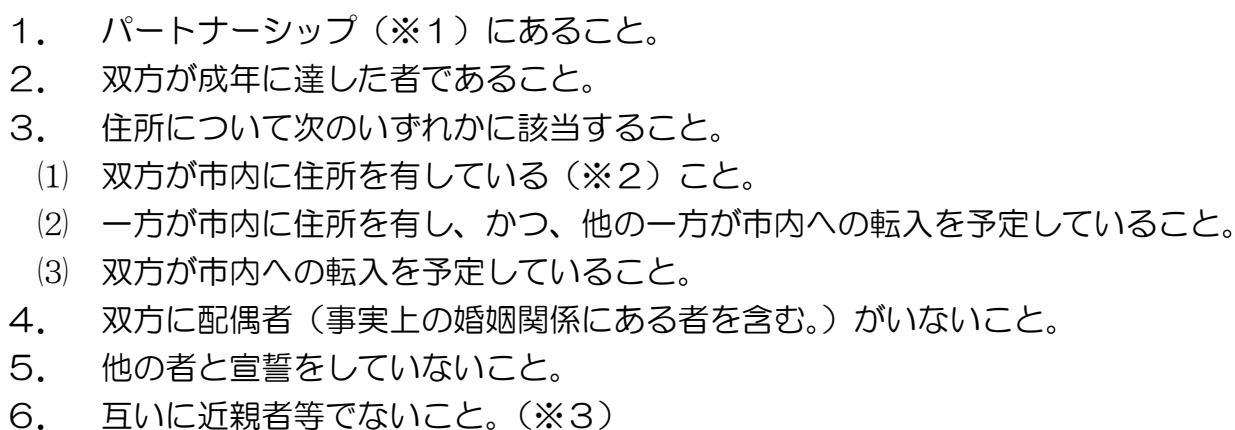
1 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

川越市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指しています。

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者であるお二人からのパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に対し、市がその宣誓の事実を公的に証明するものです。

2 宣誓をすることができる方

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用するには、宣誓をしようとするお二人が、以下の項目をすべて満たしていることが必要です。

- 
1. パートナーシップ（※1）にあること。
 2. 双方が成年に達した者であること。
 3. 住所について次のいずれかに該当すること。
 - (1) 双方が市内に住所を有している（※2）こと。
 - (2) 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - (3) 双方が市内への転入を予定していること。
 4. 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
 5. 他の者と宣誓をしていないこと。
 6. 互いに近親者等でないこと。（※3）

※1 「パートナーシップ」とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である二人の者の社会生活関係をいいます。（川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号）

※2 「市内に住所を有している」とは

川越市に居住し、かつ、住民登録を有していることをいいます。同居は要しません。

※3 「互いに近親者等でないこと」とは

民法第734条から第736条に定められている婚姻できない関係（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）にある場合は宣誓できません。ただし、養子縁組をしている、又はしていた場合を除きます。詳しくは17ページをご覧ください。

3 ファミリーシップについて

ファミリーシップ（※）にある方がご一緒の場合、宣誓をした方に交付する宣誓書受領証等に、ファミリーシップにある方の氏名を記載することができます。

※ 「ファミリーシップ」とは

パートナーシップにある者が、その双方又はいずれか一方と生計を同じくする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者と、家族として協力しあう関係をいいます。（要綱第2条第2号）

ファミリーシップにおける注意点

（1）ファミリーシップにある方の住所

- 施設に入所している等の事情も考えられるため、ファミリーシップにある方は、川越市内に住所を有していることも、パートナーシップにある方と同居していることも、必須ではありません。

ただし、パートナーシップにある方の双方又はいずれか一方と、同一生計であることが必要です。

※ パートナーシップにある方（宣誓をしようとする方）の住所については、1ページをご覧ください。

（2）ファミリーシップにある方の宣誓手続

- 宣誓は、パートナーシップにある方が行いますので、ファミリーシップにある方が宣誓手続を行う必要はありません。

（署名を希望する場合は、ご相談ください。）

（3）その他

- 宣誓書受領証等にファミリーシップにある方の氏名を記載しようとする場合には、あらかじめ丁寧に説明していただくようお願いいたします。
- 宣誓書受領証等に記載したファミリーシップにある方の氏名について、市が仲裁等の関与を行うことは一切ありません。

4 宣誓方法

宣誓は、「電子申請」、「郵送」、「持参（提出・対面）」のいずれかの方法をお選びいただくことができます（それぞれの宣誓の流れは6～9ページ「6 宣誓の流れ」を参照）。

※ 持参について、“提出”と“対面”は次のそれぞれの方法を指します。

- 提出：男女共同参画課又は川越市役所当直室へ書類を提出する方法。提出書類を確認し、後日、宣誓書受領証等を郵送いたします。予約は不要です。
- 対面：男女共同参画課にて対面で宣誓する方法。宣誓日に宣誓書受領証等を即日交付いたします。事前に宣誓日の予約が必要です。

○宣誓日と公布日

宣誓方法	宣誓日※ ¹	公布日※ ²
電子申請	電子申請日	宣誓書受領証等発送日
郵送	消印の日付	宣誓書受領証等発送日
持参（提出）	宣誓書の提出日	宣誓書受領証等発送日
持参（対面）	宣誓書の提出日	宣誓日と同じ

※1 宣誓要件を満たしていない場合や必要書類（4ページ参照）に不備がある場合等、書類の再提出が必要となった場合には、ご希望の宣誓日とならない場合があります。

※2 宣誓者のどちらも川越市に住民票がある場合です。

宣誓者の双方又はいずれか一方が川越市に転入を予定している場合、公布日は、転入後の住民票を確認した日以降となります。

5 宣誓に必要な書類

パートナーシップにある方

① 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- 宣誓書は川越市ホームページからダウンロードできます。
また、男女共同参画課窓口でもお渡ししています。
- 宣誓書は自筆し、氏名の欄はそれぞれが自署してください。
なお、やむを得ず代筆させる場合は、代筆者の署名が必要です。



【ホームページ】

② 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）※コピー不可

- 個人番号、本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。
- 同一世帯の場合は、1通にまとめていただいて構いません。
- 宣誓時点で川越市に転入予定の方は、市内転入後に提出してください。
転入後の手続きについては、10ページをご覧ください。

③ 婚姻していないことを証明する書類（発行から3か月以内のもの）

- 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）でも可）又は独身証明書をご用意ください。
- 同一戸籍の場合は、1通にまとめていただいて構いません。
- 外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書とその日本語訳をご用意ください。

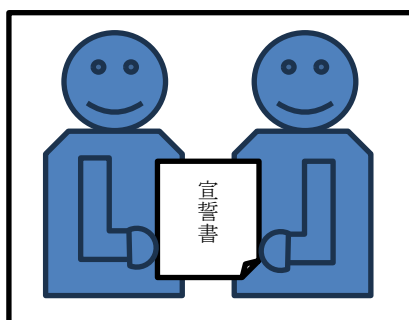
④ 本人確認書類

- 本人確認書類については、18ページをご覧ください。
- 原則、写しの提出をしていただきますが、手続きで来庁された方のみ、原本の提示でも構いません。

⑤ 宣誓書と届出者お二人の写真

- 記入した宣誓書と宣誓者お二人が一緒に写った写真をご用意ください。
- 本人確認書類との突合に使用します。
- お二人の顔と宣誓書が鮮明に分かるものをご用意ください。

【撮影イメージ】



○ 必要書類（宣誓方法別）

申請方法	必要書類	備考
電子申請		必要書類はスキャンやカメラ撮影等により、全て電子データでご用意ください。
郵送	①②③④⑤	①～③は原本をご用意ください。 ④は写しをご用意ください。 ⑤は印刷したものをご用意ください。
持参（提出）		
男女共同参画課 （開庁時間中）	①②③④⑤	①～③は原本をご用意ください。 ④は写しをご用意ください。来庁者本人分は原本の提示でも構いません。 ⑤は画像データの提示でも構いません。お二人で来庁の場合は不要です。
川越市役所当直室 （開庁時間外）	①②③④⑤	①～③は原本をご用意ください。 ④は写しをご用意ください。 ⑤は印刷したものをご用意ください。
持参（対面）		
一人で来庁	①②③④⑤	①～③は原本をご用意ください。 ④は写しをご用意ください。来庁者本人分は原本の提示でも構いません。 ⑤は画像データの提示でも構いません。
二人で来庁	②③④	必要書類は全て原本をご用意ください。

ファミリーシップにある方

- ・パートナーシップにある方との関係性を確認できる、以下の書類をご用意ください。
- ・同居か別居かで、必要書類が異なりますので、ご注意ください。
- ・宣誓方法別の書類の形式は上記「必要書類（宣誓方法別）」と同様です。

同居	<input type="checkbox"/> ファミリーシップにある方の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） （戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）でも可） <input type="checkbox"/> ファミリーシップにある方の住民票の写し
別居	<input type="checkbox"/> ファミリーシップにある方の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） （戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）でも可） <input type="checkbox"/> パートナーシップにある方と生計同一であると確認できる書類の写し （例）ファミリーシップにある方の健康保険証の写し等（詳しくはご相談ください。）

※ 戸籍に関する書類と住民票の写しについては、パートナーシップにある方と同一戸籍もしくは同一世帯であれば、それぞれ1通にまとめていただいて構いません。

6 宣誓の流れ

6-1 電子申請による宣誓

- 電子申請のご利用にあたり、パソコンやスマートフォン等の機器類の準備や通信費用、様式の印刷に係る費用は宣誓者ご自身の負担となります。

(1) 必要書類の準備

- 必要書類（4ページ参照）を、スキャンやカメラ撮影等により、電子データでご用意ください。※ 記載内容が確認できる鮮明なものをご提出ください。
- ファイルは次のいずれかの形式としてください：jpg、jpeg、gif、png
- ファイルサイズは、1ファイルあたり10MB、全体で100MBまでです。

(2) 電子申請・届出サービスへアクセス

- 以下のリンク又は右の二次元バーコードからアクセスしてください。
【URL】<https://logoform.jp/form/6bSV/1497438>



【電子申請・届出サービス】

(3) 宣誓フォームの入力・送信

- 宣誓フォームの入力と必要書類のアップロードをお願いします。

(4) 宣誓書受領書の交付

- 宣誓書等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、原則として、宣誓日から7営業日以内に、宣誓書受領証等（11ページ参照）を普通郵便で送付いたします。



6-2 郵送による宣誓

- ・様式の印刷費用及び宣誓にかかる郵送料は、宣誓者ご自身の負担となります。

(1) 必要書類の準備

- 必要書類（4ページ参照）をご用意ください。

(2) 必要書類の郵送

- お二人で記入した宣誓書に、必要書類を添付して、下記の送付先に郵送してください。

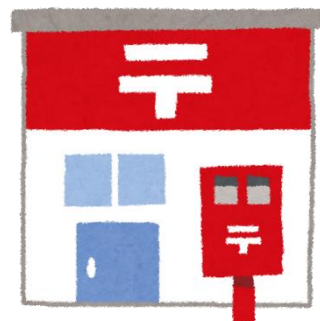
【送付先】

350-8601 川越市役所 市民部男女共同参画課

- ※ 宣誓書は自筆してください。

(3) 宣誓書受領証等の交付

- 宣誓書等を確認後、受領した旨の連絡をいたします。
- 宣誓書等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、原則として、宣誓日から7営業日以内に、宣誓書受領証等（11ページ参照）を普通郵便で送付いたします。



6-3 持参（提出）による宣誓

- 開庁時間の他、休日や夜間も宣誓書の提出をすることができます。
- 窓口受付時間は男女共同参画課、それ以外は川越市役所当直室で書類を受け付けます。
- 市民センター、川越駅西口連絡所での受付は行っておりませんのでご注意ください。

【川越市役所当直室】

- 場 所：本庁舎地下 1 階（本庁舎西側の階段からお入りいただけます。）



出典：Google マップ ©2026 Google

(1) 必要書類の準備

- 必要書類（4ページ参照）をご用意ください。
- 提出窓口や来庁される方によって必要書類が異なります。ご注意ください。

(2) 必要書類の提出

- お二人で記入した宣誓書に、必要書類を添付して、男女共同参画課窓口又は川越市役所当直室に提出してください。

(3) 宣誓書受領証等の交付

- 川越市役所当直室に提出した書類は翌営業日以降に男女共同参画課にて受領します。宣誓書等を確認後、受領した旨の連絡をいたします。（男女共同参画課に直接提出の場合は、受領の連絡はありません。）
- 宣誓書等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、原則として、宣誓日から7営業日以内に、宣誓書受領証等（11ページ参照）を普通郵便で送付いたします。

6-4 持参（対面）による宣誓

- ・窓口受付時間に男女共同参画課にて宣誓する場合の宣誓の流れは次のとおりです。

(1) 必要書類の準備

- 必要書類（4ページ参照）をご用意ください。
- 来庁される方次第で宣誓書の扱いが異なります。ご注意ください。
 - ・お二人そろって来庁される場合
宣誓書は、宣誓時に記入していただきますので、事前の用意は不要です。
 - ・お一人で来庁される場合
記入済みの宣誓書をご用意ください。



(2) 日程調整（事前予約）

- 宣誓を希望する日の**5営業日前までに**、宣誓日時のご予約をお願いします。
- 予約は、電話、メール又は電子申請により行うことができます。

【予約連絡先】

川越市市民部男女共同参画課

電話：049-224-5723

電子申請：以下のリンクまたは右の二次元バーコードから
予約をお願いします。

【URL】：<https://logoform.jp/form/6bSV/1327231>



【予約フォーム】

- 予約いただいた後、原則3営業日以内に、担当者から確認のご連絡をいたします。
- ※ 宣誓の日時は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

(3) 宣誓

- 予約した日時に、必要書類（4ページ参照）をお持ちの上、男女共同参画課（本庁舎3階）にお越しください。
- 本人確認を行い、市職員立ち合いのもとで宣誓手続きを行います。
プライバシー保護のため、個室で対応いたします。

(4) 宣誓書受領証等の交付

- 書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、来庁者に対して宣誓書受領証等（11ページ参照）を即日発行いたします。
- 内容確認などでお時間をいただく場合もありますので、ご了承ください。

7 川越市への転入を予定している場合

パートナーシップにある方の双方又はいずれか一方が、川越市に転入を予定している場合でも、宣誓をすることができます。

この場合には、「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受付票(様式第4号)」を発行しますので、3か月以内に川越市に転入して住民票の写しを提出してください。

本人確認を行い、宣誓書受領証等を交付します。

【転入前】

宣誓の流れは、「6 宣誓の流れ」の各宣誓方法と同じです。
宣誓時に「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受付票(様式第4号)」を発行します。この受付票の有効期間は3か月です。



宣誓から3か月以内に、川越市に転入



【転入後】

必要書類の提出



以下の必要書類を郵送又は宣誓者本人が持参(お一人でも可)することにより、男女共同参画課に提出してください。

受領証等の交付

【 必要書類 】

宣誓時	<input type="checkbox"/> 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(市内在住者のみ) <input type="checkbox"/> 婚姻していないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 本人確認書類
転入後	<input type="checkbox"/> 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受付票(様式第4号) <input type="checkbox"/> 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届(様式第6号) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(転入者のみ) <input type="checkbox"/> 本人確認書類(来庁者のみ)

※ 宣誓書受領証等に、ファミリーシップにある方の氏名を記載する場合は、5ページを参照うえ、必要書類をご用意ください。

8 宣誓書受領証等

すべての要件を満たしていることを確認後、「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号）」を1部と、宣誓者それぞれに「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）」を交付します。

※ 電子申請の場合は電子データ、それ以外の宣誓方法の場合は電子データと紙媒体のうち希望する方を交付いたします。

様式第2号（第7条関係）（表面） 第 号

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証


【宣誓者】
 _____ 様 _____ 様

【ファミリーシップにある者】
 _____ 様 _____ 様

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 年 _____ 月 _____ 日
 川越市長 ○○ ○○



（注）受領証はA4サイズです。


（表）

川越市 パートナーシップ
 ファミリーシップ 宣誓書受領カード

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 _____ パートナー _____
 _____ 様 _____ 様

第 _____ 号
 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 川越市長 [印]



（裏）

このカードに記載された方々は、人生のパートナーや家族として協力し合う関係であると市に宣誓しています。
 カードの提示を受けた市民や事業者の皆様には、パートナーシップ・ファミリーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

【戸籍上の氏名（通称を使用している場合）】
 本人： _____ パートナー： _____
 【ファミリーシップにある者】
 _____ 様 _____ 様
 特記事項 _____

（注）受領カードは免許証サイズです。

9 通称の使用

市長が特に必要と認める場合は、宣誓書等に氏名と併せて、通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいいます。）を記載することができます。その場合には、宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

（通称の確認方法）

社会生活上、日常的に使用していることが分かる書類をご提示ください。

（例）学生証、法人が発行した身分証明書、郵便物や公共料金の領収書など

（注）通称には、性別違和の方が使用している自認する性に合った名や、外国籍の方が使用している日本名などが該当します。

10 宣誓後の各種手続き

宣誓書受領証等の再交付

紛失・き損等の事情がある場合、宣誓書受領証等の再交付ができます。

(注1) 宣誓時にお渡しした宣誓書受領証等に有効期限はありません。

(注2) 宣誓書受領証等を紛失して、新しいものを再交付された後に、紛失した宣誓書受領証等を発見した場合には、発見したもの（古い方）を返還してください。

宣誓事項の変更

次の場合には、宣誓事項の変更が必要になります。

- (1) 宣誓時の住所に変更があったとき。
- (2) 氏名・通称が変わったとき。
- (3) 届出時に通称の使用を希望しなかったが、通称の使用を希望するとき。
- (4) 宣誓後に、ファミリーシップにある方の氏名を追加・削除するとき。

(注1) (1)は、主に、宣誓時点で川越市に転入を予定している場合で、宣誓から3か月以内に川越市に転入した場合に使用します。(手続きの流れは6～9ページをご覧ください。)

(注2) (2)～(4)の場合には、すでに交付した宣誓書受領証等を返還していただき、氏名・通称を変更したものを、新たに交付します。

宣誓書受領証等の返還

次の場合には、宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) 一方又は双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) パートナーが死亡したとき。
- (3) 市が規定する要件を満たさなくなったとき。(※)

※ 市が規定する要件については、1ページ「2 宣誓をすることができる方」をご覧ください。
また、パートナーシップ関係の解消について、市が仲裁等の関与を行うことは一切ありません。

!!! 注意 !!!

次のことが判明したときは宣誓書受領証等を無効とし、返還を求めます。

また、無効となった交付番号（受領証ごとに付与された番号をいいます。）を市のホームページで公表する場合があります。（要綱第11条参照。）

- ・虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたとき、又は受領証等を不正に使用したとき。
- ・一方が死亡したとき。
- ・市が規定する要件を満たさなくなったとき。

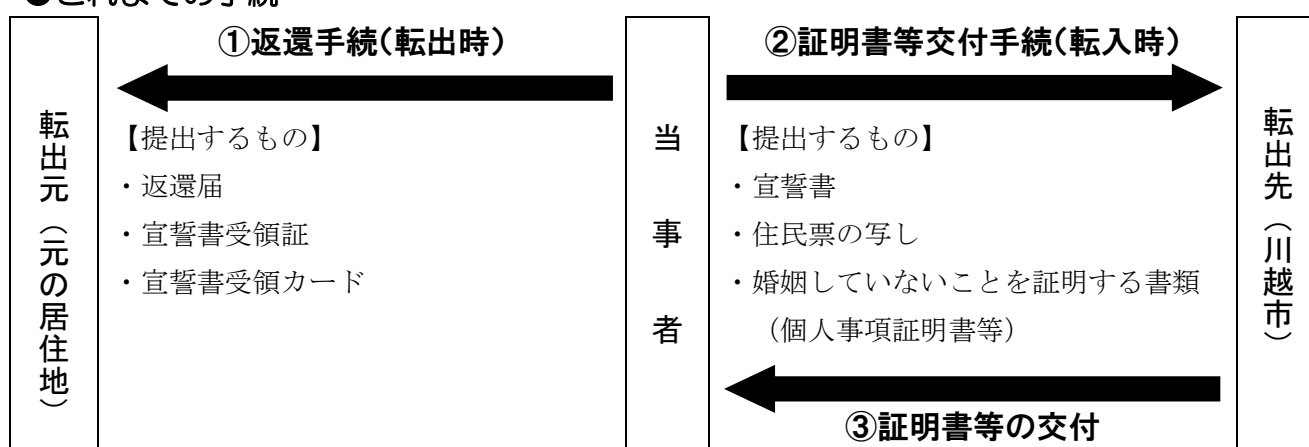
1 1 自治体間の連携

令和6年4月12日及び令和7年2月5日に、埼玉県内全ての自治体と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結しました。また、令和6年11月1日に、大阪府主導のパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへ加入しました。

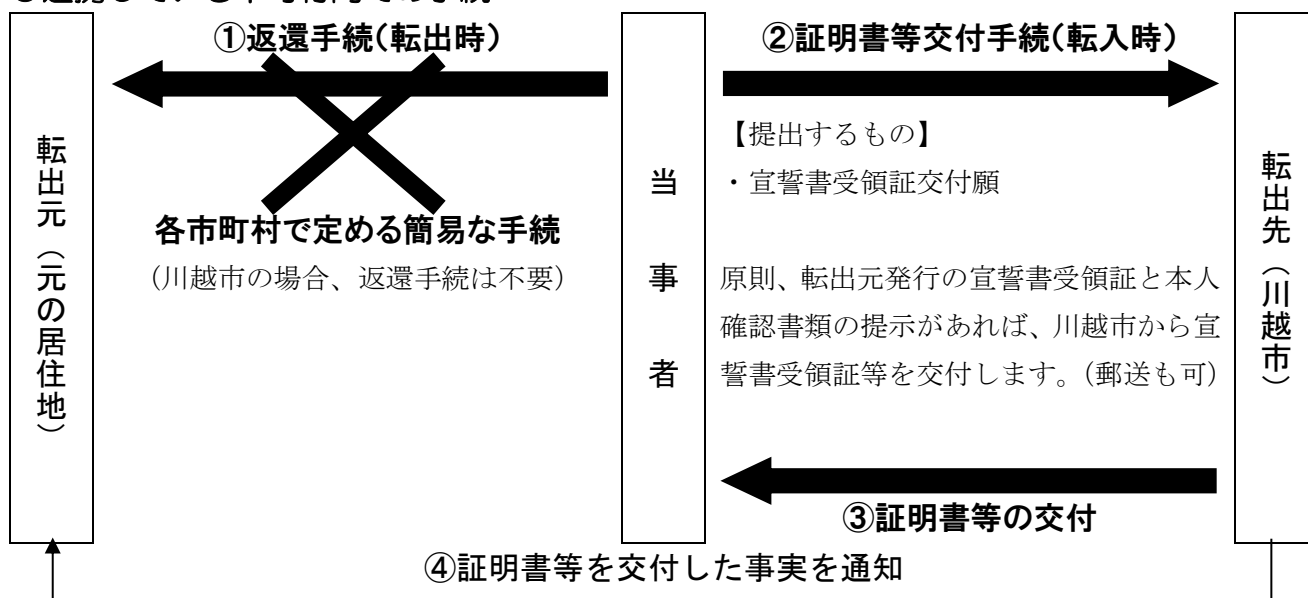
これにより、連携する自治体間であれば、転入・転出後も、各自治体が定める簡易な手続でパートナーシップ制度を継続して利用することができます。

川越市での自治体間連携による負担軽減のイメージ

●これまでの手続



●連携している市町村間での手続



(注) パートナーシップ制度は各自治体が独自に定めるもので、自治体間連携によって、制度の要件や手続が統一されるものではありません。

転入・転出の際には、必ず事前に当該自治体の制度内容をご確認ください。

川越市で宣誓した方が、連携している自治体に転出する場合

- 川越市に宣誓書受領証等を返還する必要はありません。
- 転出先自治体で、新たな宣誓書受領証等を受け取ってください。
その手続や必要書類については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

連携している自治体で宣誓した方が、川越市に転入する場合

- 来庁のほか、郵送で宣誓書受領証等を申請する方法があります。
- 前の自治体で宣誓していることを考慮し、川越市で新たに宣誓書受領証等を受け取る際の必要書類を一部省略できます。

来庁して手続きする場合の手順・必要書類

(1) 予約

- 川越市に転入後、手続に来庁する日時をご予約ください。(5営業日前まで)
- 来庁するのは、お一人でも構いません。

【連絡先】 川越市市民部男女共同参画課
電 話：049-224-5723
電子申請：右の二次元バーコードから



【予約フォーム】

(注) この二次元バーコードは、自治体間連携を利用する場合の手続きです。新規で宣誓される場合の手続き(宣誓の予約)とは異なりますのでご注意ください。

(2) 手続当日

- 書類に不足がなければ、宣誓書受領証等は、原則として即日お渡しいたします。
川越市から宣誓書受領証等を交付した旨を前の自治体に通知しますので、ご自身で転出したことを連絡する必要はありません。

【来庁して手続する場合の必要書類】

必 須	<input type="checkbox"/> 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付願 <u>(窓口にあります。)</u> <input type="checkbox"/> 転出元(元の居住地)が発行した証明書等 <input type="checkbox"/> 本人確認書類
省 略 可	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> ファミリーシップにある方との関係性が確認できる書類 ※ 省略できる場合については、15ページの「自治体間の連携における注意点」 をご覧ください。

郵送で手続きする場合の手順・必要書類

(1) 必要書類の準備・郵送

- 川越市ホームページから、「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等交付願」をダウンロードし、必要事項を記入して郵送してください。

(2) 宣誓書受領証等の返送

- 書類が確認できれば、原則として、普通郵便でお送りします。
書留郵便等をご希望の場合は、ご相談ください。(郵送料は自己負担)
- 川越市から宣誓書受領証等を交付した旨を前の自治体に通知しますので、ご自身で転出したことを連絡する必要はありません。

【 郵送で手続きする場合の必要書類 】

必 須	<input type="checkbox"/> 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付願 <u>(ダウンロード)</u> <input type="checkbox"/> 転出元(元の居住地)が発効した証明書等 <u>(お二人分、原本を郵送)</u> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <u>(お二人分、写しを郵送)</u>
省 略 可	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> ファミリーシップにある方との関係性が確認できる書類 ※ 省略できる場合については、以下の注意点をご覧ください。

自治体間の連携における注意点

- (1) 自治体間の連携をご利用いただくために、以下の点についてご了承ください。
必要に応じて転出元(元の居住地)の自治体に、パートナーシップの継続を確認する場合があります。
また、川越市から宣誓書受領証等を交付したことを、転出元の自治体に通知します。
- (2) 連携している自治体が発行した証明書等の取扱い
必要書類として、原本をお預かりします。返却できませんのでご了承ください。
- (3) 住民票の写しを省略できる場合
市が住民基本台帳を確認することにご了承いただける場合に、省略できます。
- (4) ファミリーシップにある方との関係性が確認できる書類が省略できる場合
転出元で、ファミリーシップにある方を含めて宣誓している場合は不要です。
川越市に転入する際に、新たにファミリーシップにある方を加えたい場合は、新たに加わる方に関する書類をご用意ください。(必要書類は4ページをご覧ください。)

12 よくあるご質問

Q1 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料及び宣誓手続きにおける通信料や郵送料は負担していただく必要があります。

Q2 宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は川越市独自の制度であり、宣誓をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票には記載されません。

Q3 代理人による手続きはできますか？

持参（対面）以外の手続きは代理の方でも可能です。また、ご自分で宣誓書を記入することが難しい場合は、代筆が可能です。

Q4 「成年に達した者」とは何歳以上ですか？

18歳以上です。（令和4年4月1日以降、民法改正による。）

Q5 宣誓できるのは、同性のパートナーだけですか？

双方又はいずれか一方が性的少数者であれば、性別にかかわらず宣誓できます。

Q6 婚姻制度との違いは何ですか？

婚姻は民法に基づく制度で、法的な権利や義務を伴います。一方、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、「川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくもので、法的な効力はありません。

Q7 法的効力がないのに実施する理由は何ですか？

法律上の夫婦と同様に人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証明する手段が乏しい性的少数者カップルの宣誓の事実を公的に証明し、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために実施するものです。

まずはこの制度をきっかけに、性の多様性についての理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための取り組みを継続していきます。

Q8 宣誓書受領証等の交付を受けると、どのようなメリットがありますか？

宣誓書受領証は、お二人の宣誓の事実を公的に証明するものであり、法的効力はありませんが、制度の認知や性の多様性への理解が進むことで、市のサービスや民間企業のサービス等で可能な手続きが増えていくものと考えています。

すでに、民間企業においては、家族と同等の取り扱いのサービスを提供している場合がありますのでサービス実施企業にお問い合わせください。

Q9 両親や友人にもカミングアウトしていません、宣誓できますか？

周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓していただけます。

Q10 市で利用できる行政サービスはありますか？

川越市の市営住宅に、入居の申込みができます。

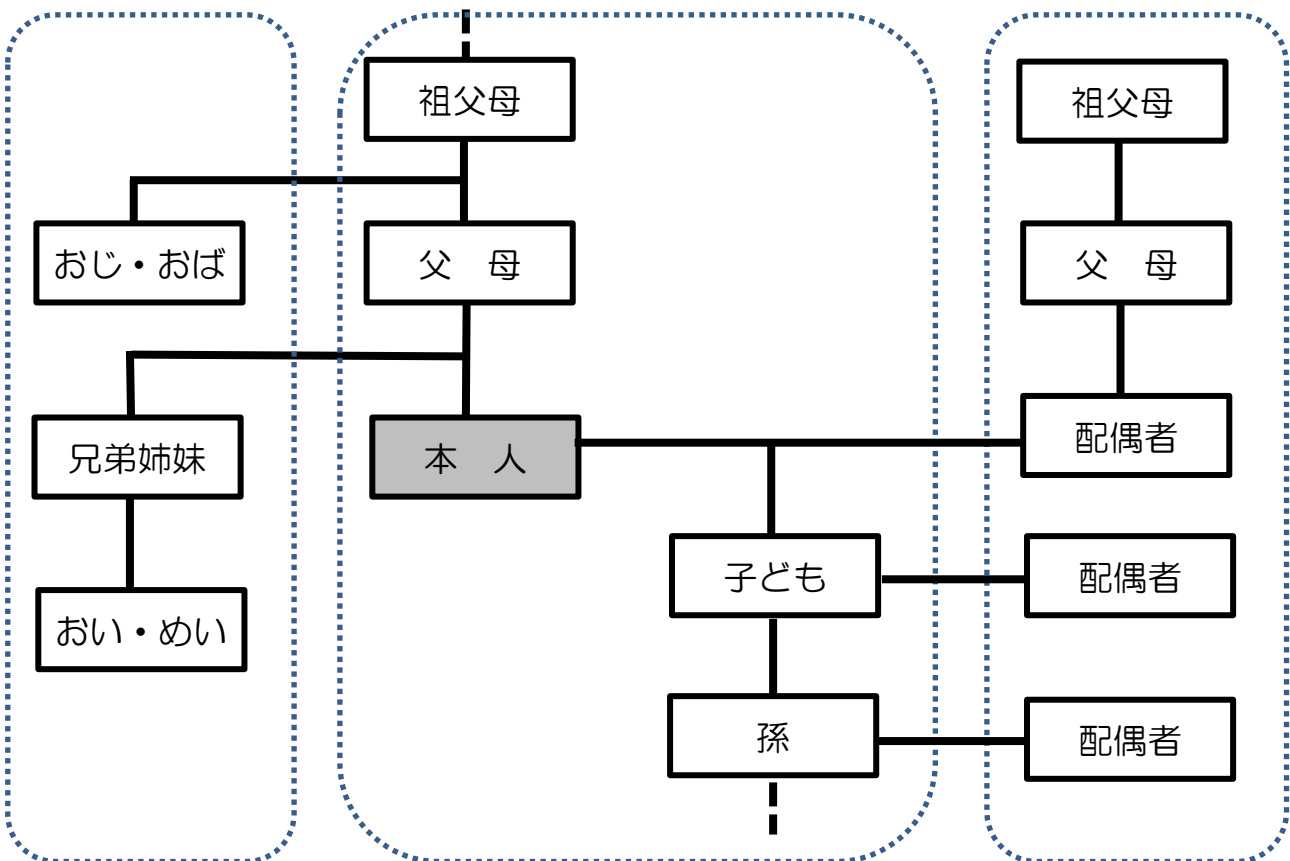
【参考1】 近親者の範囲

パートナーシップの宣誓ができない「近親者」とは、次の場合です。

《3親等内の傍系血族》

《直系血族》

《直系姻族》



【参考2】 本人確認書類

宣誓時、宣誓書受領証等の交付及び再交付の際に行う本人確認にお使いいただける書類は以下のとおりです。

(本人確認の具体的な証明の例)

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券(パスポート) ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 電気工事士免状 ・ 宅地建物取引士証 ・ 教習資格認定証 ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・ 共済年金又は恩給の証書 ・ 学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの…(※) ・ 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの…(※) <p style="text-align: right;">など</p>

(注)「(※)」の書類のみが2枚以上あっても、本人確認はできません。必ず上段にある書類と組み合わせてご提示ください。

上記は一例です。詳細は、出典：法務省「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上ルールになりました」をご参照ください。(URL：<https://www.moj.go.jp/MINJI/miniji150.html>)

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ご利用の手引き
(第5版)
令和8年4月発行

川越市 市民部 男女共同参画課

TEL : 049-224-5723

FAX : 049-224-6705

E-mail : danjokyodo★city.kawagoe.lg.jp

(メールの際は、★を@に変えてください。)